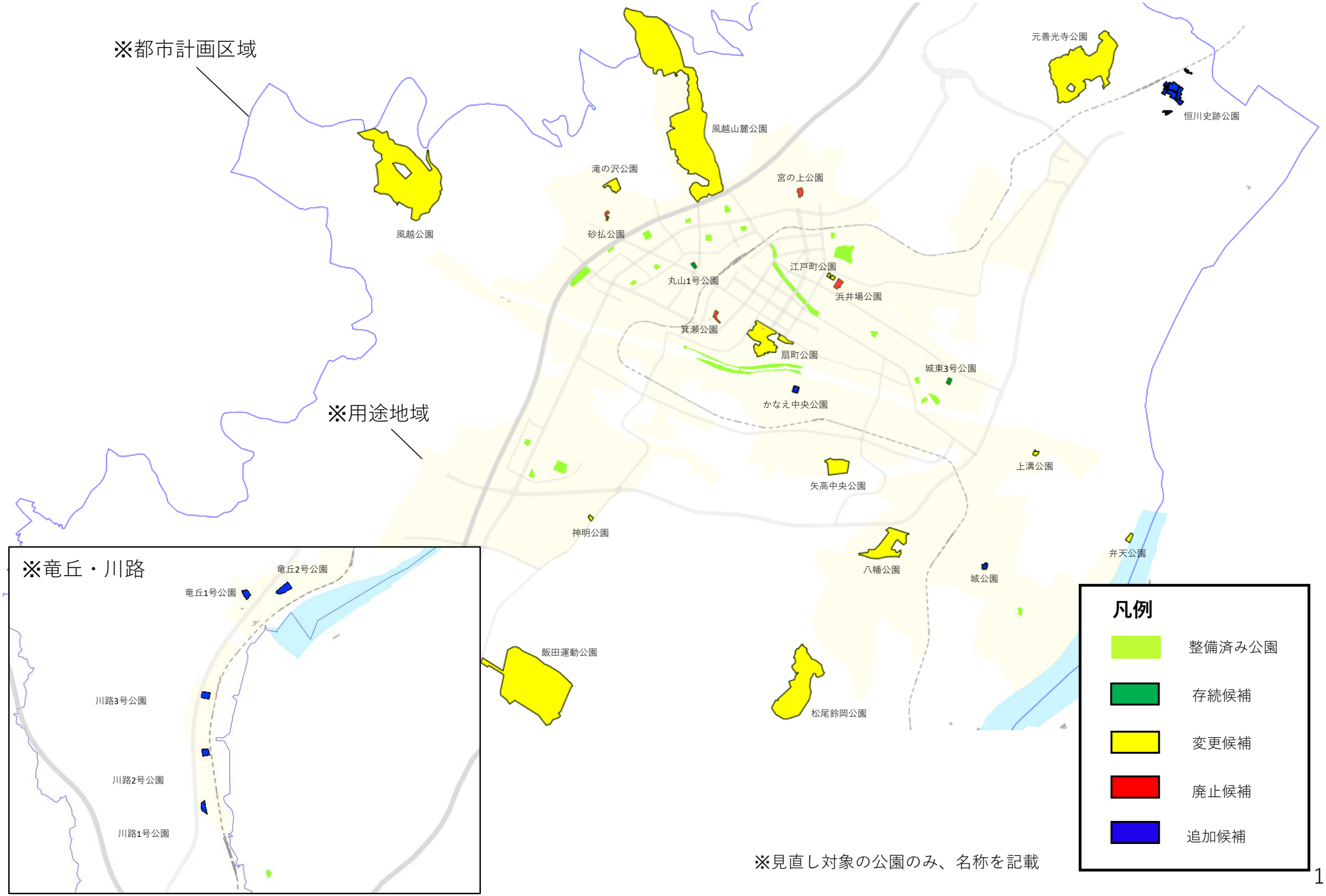
飯田都市計画　都市計画公園の変更について

建設部　地域計画課

飯田都市計画公園の見直し方針

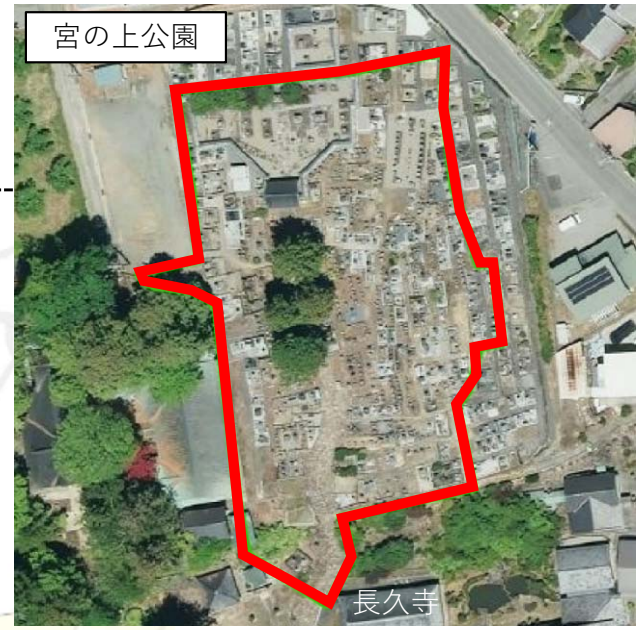


※見直し対象の公園のみ、名称を記載

廃止候補の4公園について

・飯田大火後の飯田市復興都市計画事業（昭和22年）によって、墓地移転後に公園となる計画であったが、実現していない。
・ガイドラインに基づく見直しを行い、実現不可「特殊な状況下にある（墓地等）」であるため、廃止候補として整理。











凡例
現在の公園の計画区域

廃止候補の４公園について

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	２・２・13	砂払公園	飯田市丸山町２丁目	約0.18ha	
街区公園	２・２・14	宮の上公園	飯田市諏訪町	約0.30ha	
街区公園	２・２・15	浜井場公園	飯田市江戸町３丁目	約0.37ha	
街区公園	２・２・16	箕瀬公園	飯田市箕瀬町１丁目	約0.28ha	

変更理由

今回、廃止の対象となる４公園は、飯田大火後の飯田市復興都市計画事業において、寺院墓地移転の跡地に児童遊戯施設を設置し、公園として整備する計画とされていたものである。しかしながら、６０年以上にわたり事業化されることなく現在に至っている。

事業化にあたっては、既存墓地の用地取得や補償、移転先の確保など多くの課題が存在するため、見直しガイドラインに基づき検討した結果、公園としての整備が現実的ではないと判断した。

また、本市の将来都市構造を踏まえ、既存ストックを活かした持続可能な都市づくりとの整合性についても検証を行ったが、周辺の既存都市公園により当該公園に求められる機能・役割は十分に代替・補完されており、さらに市全体としても、条例で定める市民一人当たりの公園敷地面積は十分に確保されている状況である。

以上のことから、実現可能性の低い都市計画を存続させることは、都市計画の適正な運用の観点から適当ではなく、また、地権者に対しても都市計画法に基づく制限を継続して課すことになる。

このため、見直し方針に基づき、砂払公園をはじめ４公園を廃止する。

飯田都市計画公園の変更について

【 今後の予定 】

令和８年10月13日 （本日）	都市計画審議会・土地利用計画審議会　勉強会 ・都市計画公園の変更（４公園の廃止）について
令和８年11月	パブリックコメント　実施予定 ・都市計画公園の変更（４公園の廃止）について
令和８年12月以降	関係する地域協議会への意見聴取、計画案の縦覧 等
	⇩ 完了次第
令和９年以降	都市計画審議会・土地利用計画審議会　諮問 ⇒ 都市計画の変更（４公園の廃止）